

令和5年5月2日

保護者 様

千葉県立松戸国際高等学校
校長 飯生 政之

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に係る対応の取り扱いについて

平素より本校の教育について御協力いただきありがとうございます。

さて、令和5年5月8日以降、国により新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されます。

つきましては、千葉県教育委員会より4月28日付で、学校生活における同感染症に係る対応の基本的な取扱いが下記のとおり示されました。今後とも保護者の皆様におかれましては、基本的な取扱いに御留意いただき、本校の教育活動に一層の御理解と御協力をお願いいたします。

記

5月8日から適用される取扱い

- 1 新型コロナウイルス感染症が流行する以前に、日常の学校生活において行われていた対応を基本とする。
- 2 同感染症対策への感染確認を目的とした登校前の健康観察は不要とする。
- 3 和やかで楽しく食事ができる機会を確保するために同感染症対策としての黙食は行わない。
- 4 学校教育活動においてはマスクの着用を求めないことが基本であるが、生徒の判断を尊重し、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることはしない。また、このことについて、学校においてはマスクを付ける意思とマスクをはずす意思をお互いに尊重するように指導する。
- 5 マスクの着用が効果的な場面は以下のとおりとする。
 - ・医療機関を受診するとき
 - ・医療機関や高齢者施設等を訪問するとき
 - ・家族に感染者がいる場合
 - ・新型コロナウイルス発症後10日が経過するまで
- 6 5類感染症移行後においても以下の対策が重要である。
 - ・家庭との連携による生徒の健康状態の把握
 - ・適切な換気の確保
 - ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの励行
- 7 新型コロナウイルスに感染した場合の扱いは以下のとおりとする。
 - ・発症日を「0日」とし、「5日」を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでは自宅療養する。（「欠席」ではなく「出席停止」）
 - ・登校の際はインフルエンザの治癒と同様に保護者による「治癒証明書」が必要。
 - ・また、「濃厚接触者」の定義はなくなるので家族内に感染者がいても登校が可能となる。